新農林発第2477号 令和7年 1 月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)		新庄市
		(205)
地域名		下西山地区
(地域内農業集落名)		(下西山一、下西山二)
夕詳の は用去取け		令和7年1月17日
協議の結果を取りる	まとめた平月口	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下西山地区では、農業を主に生計を立てている世帯は多いが、後継者のいる農家は少なく半数以下であり、地区内で将来的に中核として地域営農を担っていける人材の育成を進めていく必要がある。また、持続可能な営農を実現していくため、既存の営農方法だけでなく様々な枠組みの営農を検討・実施していくことが必須である。なお、経営規模拡大の意向がある担い手が効率的に営農できるよう農地の集約化を推進していかなければならな

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内農地を適切に耕作していくため、地域外からの入作受入れを推進することも一つの方策であるが、下西山地区では今後の中心的担い手となる経営体は6件いるため、まずはその経営体へ農地の集約化を推進していくことが求められる。また、転作畑作物であるそば生産の面積拡大も計画的に図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

•	7 12 2 10 2	
	区域内の農用地等面積	79 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	経営規模拡大意向のある地域営農を担う中核的担う者や新規就農者が地域内農地を優先的に耕作していくこ
	ととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手やこれから地域営農
	を担う者へ農地の集約化を働きかけていきたい。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は原則農地を農地中間管理機構へ貸し付
	けていくこととする。地域営農者が病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、 農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう新たな受け手への
	長地中间官理候補の長地ハングとしての候能を活用し、長地の円滑な耕作権続か出来るより新にな受け手への 貸し付け等を進めていく。
	243 14 14 21 21 21 21
	(3)基盤整備事業への取組方針 より効率的で省力化された営農を実践するためには、圃場の大規模化及び農業用機械の大型化が必須であ
	る。よって圃場の大規模化に資する基盤整備事業について、地域の現担い手及び将来の担い手で話し合い、行
	政及び土地改良区と歩調を合わせ検討していく。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	地域内の担い手が営農をしていく上での意向を踏まえながら、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に
	関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	特になし。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他
	【選択した上記の取組方針】
	L